

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和7年3月13日 開会時間・午前・午後3時04分 閉会時間・午前・午後4時33分
出席者	藤川 貴雄 豊島 保夫 安井 智子 栗津 明 南谷 清司 後藤 徹	
欠席者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会委員会条例、市議会会議規則改正の発議について ・市議会の個人情報の保護に関する条例改正について ・行政視察の報告書と提言について ・ハラスメント条例について ・その他 	

【開会＝午後 3 時 4 分】

藤川委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の協議事項はお手元に配付したとおりであります。

まず、最終日の条例と規則改正の発議についてです。羽島市議会委員会条例の一部を改正する条例及び羽島市議会会議規則の一部を改正する規則について、議会運営委員会で発議するか、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

豊島委員

委員会発議が必要と思いますので、賛成いたします。

南谷清司委員

賛成しますが、前回、「育児、介護、そのほかのやむを得ない事由」の範囲を聞いたと思うので、会議後に教えてください。

藤川委員長

ほかにご意見等ございますか。

〔発言する者なし〕

藤川委員長

条例案と会議規則案について、議会運営委員会として発議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤川委員長

ご異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、お手元に配付した羽島市議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する改正案について協議します。

これは刑法等の一部を改正する法律の施行にあたり条例の一部を改正するもので、条文中の「懲役」の文言を「拘禁刑」へと改正するものです。この改正案について、何かご意見等がございましたら、ご発言願います。

〔発言する者なし〕

藤川委員長

ご意見もないようですので、この改正案について議長に報告し、全員協議会で協議願い、最終日に発議できればと考えていますが、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤川委員長

ご異議なしと認め、そのように進めます。

藤川委員長	<p>次に、行政視察の報告書と提言について協議します。委員の皆様からいただいた振り返りシートをもとに、視察報告書案のとおりまとめました。この報告書について、ご意見をお願いいたします。</p> <p>[発言する者なし]</p> <p>報告書については、このとおりでよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
藤川委員長	<p>ご異議なしと認め、このようにさせていただきます。</p> <p>次に、提言書案をご確認ください。こちらは報告書から提言部分を抜粋して記載してあります。こちらについてのご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>なお、報告書には市への提言という項目がございますが、こちらの提言書は議会あての提言になります。</p> <p>[「執行部が条例を作るなら、議会側で作る必要はないのでは」と呼ぶ者あり]</p>
豊島委員	<p>ただいま栗津委員から執行部と一緒に条例でいいという意見がありました。県内にも議論している自治体がありますが、例えば岐南町は執行部側の条例はすでに上程されていて、議会側も最終日に上程されると聞き及んでおります。これから議論していけばいいと思えます。</p>
藤川委員長	<p>ハラスメント条例の内容については後ほど議題とさせていただきます。この提言についてのご意見をお願いいたします。</p>
栗津委員	<p>提言するなら、例えば執行部と一緒に作るとか書かなくてもいいの。</p> <p>[「この提言はあくまで議会に関する部分だけ」と呼ぶ者あり]</p>
藤川委員長	<p>ほかにご意見等ございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p>

藤川委員長	<p>提言書は原案のとおりの内容ということで、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>ご異議なしと認め、このように進めさせていただきます。次に、ハラスメント条例について協議します。前回、条例制定に向けた論点整理の資料をお配りしておりますので、資料に基づき、皆様のご意見をお伺いいたします。</p>
粟津議員	<p>議員のことばかり書いてあるけど、議会だけのハラスメント条例ということか。これは執行部と一緒にやっていけないといけないと思うけどな。</p>
豊島委員	<p>粟津委員のご発言もありますけど、私は別々だと思っております。</p>
粟津委員	<p>なぜ執行部と一緒にやっていくべきかという、ハラスメントの認定に関して、温度差があるといけないと思っっているからです。</p>
藤川委員長	<p>まず、1番から見ていきましょうか。理念条例にするか、実効性のある条例にするのか、ここが大きな違いになると思います。</p>
南谷清司委員	<p>今の時代の流れの中で、理念条例なんて作ってはいけませんよ。時代の流れから、実効性のある条例を作らないと、世の中は納得してくださらないと思います。</p>
議会総務課員	<p>先ほど実効性のある条例を制定すべきという提言案が採択されました。前回作成した資料なので論点整理に挙げてありますが、これは実効性のある条例かなと思います。</p>
藤川委員長	<p>視察先は理念条例に近い条例でした。これについては提言の内容にもありますように、実効性のある条例として策定に向けて進めていくということで、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>次に、2番について皆さんからご意見を伺いたいと思います。条例を議会用と執行部用に分けるか。</p>

議会総務課員	<p>先ほど温度差の話がありましたが、仮に2つに分けて作ったとしても、そこは歩調を合わせれば整えることができます。この部分の趣旨としては、仮に執行部に1つにまとめた条例を作ってもらえる場合は、事前に言っておかないと、急に言ってもいけないということで載せてあります。議会は議会で作る思いがあるならいいんですが、そうでないなら早めに伝える必要がありますから。</p>
南谷清司委員	<p>条例なので最終的な制定権限は議会にあるんだよね。執行部用の中身が見えていないので、一緒に作るのか別に作るのか、判断が難しいけれども、私の気持ちとしては、執行部用ができたならその中身を見ながら、言ってみれば準拠して議会用を別途作ると。そのほうが動きやすいんじゃないかなという気がしています。</p>
栗津委員	<p>今まで執行部用の条例はないの。</p> <p style="text-align: center;">[「ないです」と呼ぶ者あり]</p>
栗津委員	<p>執行部用の条例がないなら、一緒に作ればいい。</p>
豊島委員	<p>県内の他自治体の事例は知っておりますが、この条例は今定例会で上程するものではないですから、県外の他自治体の事例も参考にして進めては、と思います。</p>
議会総務課員	<p>令和6年にハラスメント条例を制定した市が23市ありまして、そちらを調べました。基本的には議会だけで条例を作っているところが多いんですが、4市が市全体で条例を作っていました。そのうち3市が条例を1本化していて、各務原市のみ条例を執行部用と議会用で分けていました。</p> <p>内容に関しては、分ける分けないで何か特色が出ているとか、そういったことは特にありませんでした。</p>
藤川委員長	<p>確認ですが、理念条例か実効性がある条例かはどのようになっていますか。</p>
議会総務課員	<p>23市すべてが実効性のある条例でした。</p>
栗津委員	<p>これは議員が加害者の場合だけを規定するのか。職員が職場の上司からパワハラを受けた場合はどうするの。</p>

藤川委員長	<p>執行部用と議会用で分ける場合ですと、執行部内で完結しているようなものは、執行部の条例で対応していただく。議員が関わる場合は、議会の条例も市の条例も関与してくるということになると思います。</p> <p>最近よく話題になるカスタマーハラスメントということで、例えば票ハラスメントのように、議員が被害者になる場合を規定するかどうか論点になります。執行部用と分けるかどうかはそのあたりでも変わってくると思います。</p> <p>あと、議員が被害者になる場合を執行部の条例で網羅できるかも分からないですし。</p>
南谷清司委員	<p>執行部用の条例ができるということであれば、その内容を見て、それに準拠する形で議会独自のものを作ると、それが一番やりやすいと思うんです。</p> <p>何故かというと、活動の形態も違うし、サービス監督権も違うし、何か起きたときの対応も、執行部はピラミッドの中で職務命令でいけるんですけど、議員は話し合いです。</p> <p>まったく形態が違うわけですから、条例を1本化すると、定義づけや運用がややこしくなると思いますよ。</p>
藤川委員長	<p>確かに南谷清司委員が言われるとおおり、執行部の条例ができて、その中で相談窓口や調査機関などの具体的な規定がみえてきてから、議会の条例を考えていく形がいいかもしれません。</p>
栗津委員	<p>執行部は計画しているの。いつまでに上程するとか。</p>
議会総務課長	<p>具体的には決まってませんが、職員課でハラスメント条例を作る準備をしています。議会と別々に作るなら執行部は自分たちのスケジュールで先に作っていきますし、議会と一緒に作ろうということなら、足並みを揃えるための打ち合わせが必要になります。</p> <p>ただ、そんなに悠長な感じではなかったと思うので、令和7年度中には上程されるのかなと。</p>
藤川委員長	<p>たしかに執行部の条例に準拠する方法がやりやすいかもしれませんが、例えば議会用の条例は票ハラスメントを規定したけれど、執行部用はカスタマーハラスメントを規定していないとか、そういったことになると思いますので、議会としても規定したいハラスメントの種類がある</p>

議会総務課長	<p>わけですから、それを執行部側に伝達して、それを含めてもらえませんか、ということはやったほうがいいんじゃないかと思います。</p> <p>執行部の条例ができてから動くのではなくて、議会は議会で動くということですね。</p> <p>〔「執行部から随時、条例の情報を提供してもらって、作ればいい」と呼ぶ者あり〕</p>
栗津委員	<p>執行部を待って遅くなってもいけないので、早く作るなら議会だけでも進めていかないといけないね。執行部の条例ができたなら修正していけばいいんだから。</p>
議会総務課員	<p>令和7年2月に職員課に確認したときは、特に動きはないと言われました。どちらかという議会を待っている感じでした。どちらも譲り合ってしまうと進まないの、ここに書いてあることは整理していただきたいと思います。</p>
藤川委員長	<p>それでは本日はこの論点整理表に沿って進めますが、事務局から執行部側には議会の協議状況を伝えていただければと思います。</p> <p>2番については執行部と議会でそれぞれの条例を作っていくという方向でよろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>次に、3番の条例に規定するハラスメントの種類をどうするかについて、ご意見をいただければと思います。</p>
議会総務課員	<p>先ほどの他自治体の事例では、基本的にはこのモラルハラスメントの部分までは網羅している条例となっていました。カスタマーハラスメントを規定しているところは先ほどの他自治体の中にはありませんでしたが、過去に1件、東京都利島村が規定しています。ほかには広域自治体として大阪府と福岡県が規定しています。</p> <p>これは私見ですが、仮に票ハラスメントを規定したとしても、氏名の公表とかそういう実効性のある措置は現実的ではないかなとは思っています。</p>

藤川委員長	<p>海津市での議員研修の際にも牧瀬先生から、カスタマーハラスメントは条例の中に含めておくといいと助言をいただいたかと思います。ほかにこういうことも規定したほうがいいんじゃないかということはございませんか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
藤川委員長	<p>では、この表に記載のあるハラスメントについて規定していく方向でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>ではそのように進めさせていただけたらと思います。</p> <p>次に、4番の議員が加害者の場合に相手方の対象範囲を絞るかということです。</p>
議会総務課員	<p>議員が加害者となる場合、議員から市長等の特別職へのハラスメント、議員から一般職へのハラスメント、議員から議員へのハラスメントが想定されます。先ほどの23市のうち、20市がすべてのケースを規定しています。</p> <p>そのほかの3市は、議員から市長の場合を対象外としているのが1市、議員から議員へのハラスメントを対象外としているのも1市、定義が不明なところが1市です。</p>
藤川委員長	<p>ほとんどの自治体がすべてのケースを対象としているということですが、ほかにご意見はございますか。</p>
南谷清司委員	<p>これは仕事に関係ない場合のハラスメントも対象となるんでしょうか。例えば、プライベートでの議員と一般職の人の場合はどうなるんでしょうか。</p> <p>〔「場所は限定しませんが、あくまでも職場でのハラスメントになります」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員	<p>職務上の関係性があるときということだよな。議員と議員の場合はどうなんだろう、議員として政治活動していれば常に関わってくるけれど。</p> <p>そこをどうやって定義づけするのか、条例だからしっかりと定義づけするんだろうけれど、そこが心配です。</p>
議会総務課員	<p>「職務環境を害する行為」という前提を設けている自治</p>

藤川委員長	<p>体はあります。</p> <p>4番については議員から市長等の特別職、議員から一般職、議員から議員の3つでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>次に、5番は議員が被害者の場合を条例に規定するかということです。こちらは議員が被害者になる場合を条例に規定する方向でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>ご異議なしと認め、そのように取り計らいます。</p> <p>次に、6番はハラスメント事案の相談窓口はどうするかということです。視察先でも窓口が重要といったアドバイスをいただきました。ご意見をいただけたらと思います。</p>
南谷清司委員	<p>昔、県教育委員会はセクハラ、パワハラ、人事関係の相談を人事担当者にするというおかしな制度を作りました。まったく実効性がない、当然ですよ。</p> <p>ということで、少なくとも第三者、羽島市が契約している弁護士との間で契約を追加して、少なくとも窓口にしておかないと実効性がないと思います。</p> <p>〔「職員が気軽に相談に行けなくなるのでは」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員	<p>少なくとも、ということです。ほかの窓口もあっていいんですよ。議会事務局という窓口もあっていいですが、少なくともまったく第三者の弁護士を入れないと。</p> <p>〔「市が契約する弁護士だと第三者にならないのでは」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員	<p>ほかの弁護士でもいいですよ。法的に守秘義務を課される人であれば。</p>
栗津委員	<p>職員が上司にパワハラを受けたときに上司に相談するのは難しいと思う。当たり前だけどなかなか言えない。</p>

豊島委員	<p>〔「そういう場合は執行部側の条例で対処することとなります」と呼ぶ者あり〕</p> <p>視察先の川越市でも、最初の入口で少し問題があったというお話がありました。日本国には公益通報制度があるんですから、それをしっかりと周知しないと。内部だけでやるのは駄目だと思いますが、弁護士は次の段階かなと、公益通報制度があるわけですから。</p>
藤川委員	<p>ご意見を伺ってますと、6番については事務局、職員課、第三者窓口が妥当ではないかと考えますが、よろしいでしょうか。</p>
藤川委員	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>最後に、7番の議員によるハラスメント事案の調査期間はどうかというところですが。</p>
栗津委員	<p>当然これは第三者だけ。議会は多数決で決められるし、理事者に任せてもいけない。</p>
南谷清司委員	<p>調査機関なので手間がかかって作業量も多いんですよ。だから、第三者といってもそれだけの時間をかけてやってくくださる人を探してくるのも現実的には大変だと。</p> <p>やはり議員の場合は政治倫理審査会にかけるぐらいの話で、その上層機関を作るかどうかだと思いますけどね。もし不服だったらその上層機関に諮る仕組みにしたほうがいいんじゃないのかな。最初から第三者は運用が厳しいと思いますよ。</p>
議会総務課員	<p>他自治体の事例を紹介させていただくと、議員が調査して議員が結論を出すところが7件、第三者が調査して結論を出すところが3件、議員が調査をして必要に応じて議長の判断で第三者の意見を聞くところが9件という形です。</p>
豊島委員	<p>岐南町は数百万円かかっていますが、弁護士や第三者機関の利害関係者でない人に頼めば、費用がかかってくるのは当たり前ですよ。</p> <p>先ほど市の弁護士の話がありましたが、これはやはり関係者になってきますので、利害関係を有さない第三者による調査機関は必要な経費だと思います。</p>

藤川委員長	<p>先ほどは第三者相談窓口を設置することにいたしましたので、今は調査機関について協議していますが、ここで第三者の調査機関のみを設置することになると、第三者相談窓口から第三者調査機関につながって、議会がハラスメント事案を把握できないまま調査が進んでいき、結果が出てから議会に事後報告ということになりかねないです。</p> <p>議会は調査には関わらないということですか。ハラスメント行為があったことを知らないまま調査が行われ、最後に報告を受ける形になってもよろしいでしょうか。</p>
粟津委員	<p>そういうことなら、最初の調査は議会が実施して、当事者が不服であれば第三者調査機関による調査をお願いする形にすれば、何の問題もないと思います。</p>
藤川委員長	<p>視察に行った川越市の場合は、議会の会派代表会議で第三者機関による調査を決定し、その後、調査を行う流れでした。議会はどのような形であれ調査機関の1つでないと、知らない間に調査されることになってしまうのではないかと思います。</p> <p>第三者機関での調査を求めることができるような条例になるんでしょうけれど。</p>
議会総務課員	<p>〔「セクハラとか、内容によって議会を通したくないものもあるのでは」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「少なくとも議会は事案の把握はしないと」と呼ぶ者あり〕</p> <p>大阪市の条例だと、「相談員または調査員は議長に報告しなければならない」と書いてありますので、そういったことを条例に書けばよいのかなと。</p>
藤川委員長	<p>問題は報告のタイミングですね。それが事後報告になってしまうと。</p>
議会総務課員	<p>「相談を受けたときに」とかですかね。</p> <p>〔「理事者が調査機関として記載してあるけど、どういうこと」と呼ぶ者あり〕</p>

議会総務課員	1自治体だけ、部長級職員が委員になって調査するところがありましたので、記載してあります。
藤川委員長	理事者はないかなと思いますけど、議会と第三者を調査機関とする案と、第三者のみとする案が今のところ出ておりますが。
安井委員	調査機関として、議会、議会事務局、第三者が行う形はないですか。
藤川委員長	事務局が調査するのはちょっと。事務局は相談窓口ですので。
粟津委員	議会の決定に不服があった場合に第三者機関に調査を依頼する。これを入れないと。
藤川委員長	先ほど申した議会と第三者を調査機関とする案がそちらになります。
粟津委員	議会の決定が不服な場合、議員はどうするの。 〔「議会で第三者に依頼するか決める」と呼ぶ者あり〕
粟津委員	議会では駄目や。議会は多数決で決められるから。
藤川委員長	今出ている案は議会と第三者、第三者のみの2案になります。
粟津委員	議会と第三者というのは、具体的にはどういう意味ですか。
藤川委員長	まずは議会で調査する場合、最初から第三者で調査する場合、両方で調査する場合、その内容に応じていろいろな方法が考えられます。
粟津委員	議員が職員からハラスメントを訴えられたときに議員を守らないといけない。事実か分からないけれど、状況証拠でセクハラをやったと。ただ議員は故意ではないというときに、議会は多数決でハラスメントと認定してしまったら、議員本人は不満やわな。 そういう場合に第三者調査機関に調査を依頼できる形に

安井委員	<p>しないといけないと思うよ。</p> <p>議会と第三者の2つでいいと思います。</p> <p>〔「議会が調査するか第三者が調査するか、どうやって決めるんですか」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>川越市の場合は、会派代表者会議を開いて、その会議で第三者による調査を決定した流れとなっております。</p> <p>なので、いったん議会に諮って、議会が第三者による調査を決めた形になります。</p>
粟津委員	<p>議会で決めてもらうとして、第三者による調査は必要ないとなったらどうするの。それで終わりってことですか。</p>
藤川委員長	<p>その場合は議会が調査することになります。</p>
粟津委員	<p>その議会の調査に不服がある場合はどうするの。</p>
藤川委員長	<p>不服申し立てはできるようになっているかと。公平委員会がありますので、そちらに行かれるんじゃないかなと思います。</p>
豊島委員	<p>どうしても議会による調査を行うのなら、即刻、第三者による調査ができるように、当事者が申し立てできる文言を条例に入れればいいと思います。</p>
南谷清司委員	<p>パワハラやセクハラはかなり主観的な部分があるので、加害者とされる側はそんなつもりはなかったけれど、被害を訴えている側がそう思っているというケースは出てくると思います。そういったすれ違いに関しては第三者の調査機関で判断してもらって、それでもすれ違いが生じる場合は最終的には司法の場になると思います。</p> <p>しかし、「確かに私がやりました、申し訳ございません。」ということで終わる話も多々あると思います。そういったものまで第三者に依頼すると事務的に煩雑だと思うので、最初は議会が調査して、それに納得できない場合は第三者機関に調査を依頼できる、そういう仕組みを作ればいいと思います。</p> <p>〔「調査する議員はどうやって決めるの」と呼ぶ者あり〕</p>

議会総務課員	<p>他自治体では議会運営委員会や、議長が任命する議員の場合があります。</p>
藤川委員長	<p>7番については、議会と第三者機関で調査するというところで、さらに不服申し立てができる条文ですとか、議会のどの機関で調査するかを明文化するというご意見をいただきました。そのような方向性で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
藤川委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>ありがとうございます。最後にその他ということで、議長、何かありましたらお願いいたします。</p>
野口議長	<p>先日、議会事務局から正副議長に対して一般質問の通告書について相談がありました。現在、定例会初日に通告書を提出していただいておりますけれども、本会議が終了してから、正副議長と議会運営委員会の正副委員長で通告書の打ち合わせを行うんですが、打ち合わせが始まる午後2時30分まで、議会事務局が非常にドタバタしている状態だという事実があります。</p> <p>また、議案詳細説明の終了後、職員が打ち合わせをするために廊下や議員控え室で長時間待機している状況が散見されます。こういったことを解消できないかということで議会事務局に案があるということなので、詳細を説明していただきたいと思います。</p>
藤川委員長	<p>では、事務局から説明願います。</p>
議会総務課長	<p>それでは資料に沿って説明いたします。</p> <p>まず、「1 現状」についてですが、ただいま議長にご説明いただいたとおりになります。</p> <p>次に、「2 課題」についてですが、事務局が通告書の確認をできる時間は実質1時間から1時間30分ほどということで、忙しいときは昼休憩もままならない状況です。</p> <p>また、執行部と議員の関係になりますが、打ち合わせ時間が足りないということで、議員から詳細な数値や資料を求められても執行部にそこまでの猶予がなかったり、提供できても数値の精査がなかなか難しいところがあります。</p> <p>さらに、現状のスケジュールでは部長ヒアリングや市長</p>

ヒアリングまでに答弁原稿を作成する必要があるのですが、実際は1、2日で答弁書を作成しなくてははいけません。

質問が1つだけならいいんですが、その数が増えると作成に要する時間も増え、資料収集が必要な場合もありますので、2日間徹夜作業で作成する場合があります。

次に、「3 対策」ということで、あくまで1つの案ですが、定例会の初日に提出していただいている通告書を、議会運営委員会の前日の午前中に提出していただきたいという案になります。

現状、議会運営委員会は定例会初日の4日前に開催されます。その前日の午前中に通告書をいただいて、午後から事務局が議員に対して通告書の確認を行うと。質問の主意確認や誤字、脱字を修正して、翌日の議会運営委員会終了後に正副議長と正副委員長に確認をしていただく形となります。

次に、「4 効果」について、まずはゆとりをもってチェック作業ができるということで、間違いやチェック漏れが減ることが考えられます

ほかにも、執行部と議員の打ち合わせ時間が増えますので、緻密な質問と答弁ができるようになるのではないかとということと、さらに、働き方改革の関係で、現状は残業ありきの日程になっていますが、勤務時間内で議会対応が可能となるメリットがあると考えます。

最後に、「5 参考」ということで、実際の日程にあてはめた通告書の提出期限になります。今3月定例会は3連休の関係で定例会初日の1週間ほど前が提出期限となっていますが、大体は初日の5日前が提出期限となります。

これは事務局が考えた案ですので、ほかの方法で課題を解決できれば、あわせて協議をお願いしたいと思います。

野口議長

議会事務局からお話があったとおりですが、何度か正副議長と議会事務局で協議を重ねておきまして、正副議長はこの案でいいという立場です。もちろん正副議長で勝手に決めるわけにはいきませんので、しっかりと議論をしていただきたいということで、よろしく申し上げます。

粟津委員

提出期限を早くすることには賛成ですが、議会運営委員会は定例会初日の1週間前でなくて4日前でいいのかな。

〔「4日前が基本です」と呼ぶ者あり〕

粟津委員	提出期限を変更しても余裕ないんじゃないの。休日を除いたら1日くらい伸びるだけだと思うんだけど。
議会総務課長	事務局としては、これだけあれば通告書の確認、議員とのやりとりは十分できます。
粟津委員	そういうことなら賛成します。くじ引きはどうするの。
議会総務課長	現状、検討している最中になります。決定ではないですが、例えば定例会の最終日にくじを引いてもらって、その順番で次の一般質問をすとか。もちろん質問されない議員は飛ばして。まだ具体的には決まっています。
豊島委員	議会運営委員会の前日ということですが、議会運営委員会の開催日にならないと議案は確認できないですよ。一般質問は市政に関するすべてのことですから、議案に関連してくることは通告できないということですよ。
議会事務局長	地方議会事務提要で確認したところ、「一般質問の際に議案に関する質問を行うことは可能か」というところで、「一般質問は地方公共団体の一般事務について質問や意見を述べるので、議案もその範疇に入っていることから、原則可能である」ということです。
粟津委員	12月定例会で市民病院の10億円の貸付の議案が出たけど、今までは議案に関することは一般質問できないと言われていたけど、できるということやね。今定例会の副市長の議案でもそうやね。 〔「議案質疑で質問できます」と呼ぶ者あり〕
粟津委員	質疑は聞くだけだから駄目だと言ってるんや。討論も賛成か反対になるし、一般質問でないと提案ができない。
藤川委員長	例えば、一般質問の通告書を提出して、執行部にこういった事業をやってはどうでしょうか、という提案を考えていた場合に、その後に出てくる議案ですでに予算がついていた、ということもあるかもしれないですね。
安井委員	議会運営委員会の前日の何時が締め切りですか。

議会総務課長	午前中で考えていて、皆さんが登庁される日ではないので、メール提出も受け付けることを検討しています。
安井委員	議会運営委員会の開催日の午後では難しいですか。
議会総務課長	できればなんですが、議会運営委員会の開催日までに一般質問を行う議員を確定させたいです。そうすると議会運営委員会の段階で一般質問の日数が決まるので。
藤川委員長	事務局案のように変更することについて、全員協議会に報告して、協議を願うということによろしいですか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
藤川委員長	それでは、この案のとおり協議していただきます。
豊島委員	一点だけ。先ほど説明の中で、執行部が徹夜作業しているという説明がありましたが、そういう理由で変更するのはちょっと。というのも、私は通告書をしっかり提出して、執行部側から尋ねられることはあっても、そんなにやりとりはしていません。活字で全部渡していますし。理事者側が困るとか、そういう理由はね・・・
	〔「議員にもいろいろな議員がいるから」と呼ぶ者あり〕
豊島委員	それならいいです。いろいろということ。
藤川委員長	それでは全員協議会で協議していただくということで。議長、何かありますか。
	〔発言なし〕
藤川委員長	副議長、何かありますか。
	〔発言なし〕
藤川委員長	議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
	【閉会＝午後 4 時 33 分】